

ヲ斷行シテ假令少量ノ註文ニテモ増加ヲ計リ繰業ノ持續ヲ計ラ
 ネバナラヌ状態ニ在リタルヲ以テココニモ亂賣戰企業者間ノ競
 争ガ行ハレ勢ノ致ストコロ好況時ニハ一時壹錢七八厘ノモノガ
 七厘八厘ト低落シ業者ハ相共ニ不況ニアヘイダ、コノ難境ニ處
 シテ關西國產電球企業組合（電球業者、バルブ業者ニヨツテ組
 織ス）ハ之ガ對策ヲ考究スルコトトナリ電球業者ノミハ九年二
 月工業組合ヲ組織シ、之ニヨツテ更生ノ道ニツカントスルニ至
 ツタガ取り殘サレタルバルブ業者ハコノ組織ヅケラレタル電球
 業者ニ對シテ對抗スベクモナクソノ一方的値段ニヨツテ依然不
 振裡ニ兎モ角操業ヲ行ツテ居タ、然レソノ受註量モ素ヨリ全能
 力ヲ舉グルニ至ル程ノモノデナク且ツ職工賃銀ノ支拂ニサヘコ
 トヲ欠クガ如キ融資状態デアリ更ニ原料品、燃料等ハ漸次騰貴
 シ來ツタノデバルブ業者トシテハ、全ク休業壞滅スルヨリ方法
 ガ無イマデトナツタ。

茲ニ於テバルブ業者ハ眞劍ニ對策ヲ考究スルニ至ツタガ、タマ
 タマ之等バルブ製造従業員ヲ組織スル總聯合大阪電球労働組合
 ニ於テモ従業員ノ不安動搖ヲ顧リミ業界ノ難境ヲ屬關セシメン
 ト阪本孝三郎ハ業者ニシレバ會見ノ上統制ニヨル苦境切抜ヲ
 勸説シタル爲業者モ遂ニ厥起シテ組合ヲ組織スルニ至ツタノデ
 アル。

先ヅ組合ハ右記大阪バルブ企業者ヲ網羅シ大阪電球バルブ製造
 組合トシ左ノ規則ニヨツテ運用スルコトトナツタ。

規 則

- 第一條 本組合ハ電球種子製造業者ヲ以テ組織シ共同販賣及ビ
 此ニ附帶スル業務ヲ營ムヲ以テ目的トス。
- 第二條 本組合ハ大阪電球バルブ製造組合ト稱ス。
- 第三條 本組合ノ事務所ヲ左ニ置ク
 大阪市北區末廣町三番地